

# 建設委員会報告資料

令和4年12月13日

報告事項件名	頁
(1) 足立区バリアフリー環境整備促進事業に関する補助対象の拡大の ための要綱改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 大谷田公園改修工事の延期について・・・・・・・・	8
(3) 花畑川環境整備事業の取組み状況について・・・・・・・・	10
(4) 花畑二丁目生コン工場への対応状況について・・・・・・・・	13
(5) (仮称)新田三丁目アパート改築工事における土壌汚染の判明に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・	15

(都市建設部)

# 建設委員会報告資料

令和4年12月13日

件名	足立区バリアフリー環境整備促進事業に関する補助対象の拡大のための要綱改正について
所管部課名	都市建設部都市建設課 ユニバーサルデザイン担当課
内容	<p>足立区バリアフリー環境整備促進事業における移動システム等整備費補助金交付要綱を改正し、補助対象を拡大したので、以下のとおり報告する（別紙1参照 P4～P6）。</p> <p><b>1 改正理由</b> 国庫補助金（社会資本整備総合交付金・バリアフリー環境整備促進事業）の補助拡充に伴い、区においても、バリアフリー環境整備に関する補助を拡充するため。</p> <p><b>2 補助対象概要</b> (1) 従来 バリアフリー法に基づく基本構想に定める地域において、事業者等が建築する建築物特定施設について、移動等円滑化を促進するため、移動システム等（動く通路、スロープ、エレベーター等）の整備に対し、助成を行う。 (2) 拡充後（別紙2参照 P7） ア 従来どおり（動く通路、スロープ、エレベーター等） イ バリアフリー法に基づく基本構想に定める地域において、事業者等が改修する特別特定建築物及び都条例（事業者等が改修する高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例）に規定する施設（共同住宅を除く） （バリアフリースイートイレ・車椅子用駐車場等）</p> <p><b>3 補助金の額</b> 補助対象経費の額の3分の2かつ、当該年度の予算の範囲内</p> <p><b>4 要綱改正日</b> 令和4年10月20日（木）</p> <p><b>5 令和4年度予算額</b> 320万円（当初予算で対応可能見込み）</p>

	<p><b>6 令和4年度補助対象施設（予定）</b>  東京東信用金庫花畑支店 車椅子用駐車場ほか</p>
<p>問題点  今後の方針</p>	<p>区内全域に拡充していくために、執行状況や課題等を精査していく。</p>

足立区バリアフリー環境整備促進事業における移動システム等整備費補助金交付要綱 新旧対照表 ※ 改正点は下線部参照。

改正前	改正後
<p>足立区バリアフリー環境整備促進事業における移動システム等整備費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">2 足都都発第 3 2 4 2 号 令和 3 年 3 月 3 1 日 区 長 決 定</p> <p>第 1 条から第 2 条まで (略)</p> <p>(交付目的)</p> <p>第 3 条 補助金は、足立区において策定する法第 2 5 条に定める移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想 (同条第 1 0 項の規定により準用する法第 2 4 条の 2 第 7 項の規定により所管行政庁に送付されたものに限る) に定める地域において、事業者等が建築する建築物特定施設について、移動等円滑化のために必要な措置を講ずることを促進することを目的として交付する。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第 4 条 補助金の交付の対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。) は、社会資本整備総合交付金交付要綱 (平成 2 2 年 3 月 2 6 日付国官会第 2 3 1 7 号) に基づき、区内における前条の地域におい</p>	<p>足立区バリアフリー環境整備促進事業における移動システム等整備費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">(付則に記載)</p> <p>第 1 条から第 2 条まで (現行のとおり)</p> <p>(交付目的)</p> <p>第 3 条 補助金は、足立区において策定する法第 2 5 条に定める移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想 (同条第 1 0 項の規定により準用する法第 2 4 条の 2 第 7 項の規定により所管行政庁に送付されたものに限る。) に定める地域において、<u>次に掲げる施設</u>について、移動等円滑化のために必要な措置を講ずることを促進することを目的として交付する。</p> <p><u>(1) 事業者等が建築する建築物特定施設</u></p> <p><u>(2) 事業者等が改修する特別特定建築物</u></p> <p><u>(3) 事業者等が改修する高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 (平成 1 5 年東京都条例第 1 5 5 号) 第 3 条に規定する施設 (同条例第 3 条第 2 号に規定する共同住宅を除く。)</u></p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第 4 条 補助金の交付の対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。) は、社会資本整備総合交付金交付要綱 (平成 2 2 年 3 月 2 6 日付国官会第 2 3 1 7 号) に基づき、区内における前条の地域におい</p>

て、事業者等が行う同要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(6)5交付対象事業の二のロに掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費(工事請負費、委託料その他区長が適当と認めるものに限る。)とする。

2 (略)

第6条から第11条まで (略)

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、第8条第3項の規定により補助金の交付の決定をした補助対象事業について前条第3項の規定による報告があったときは、当該交付の決定の額を変更して補助金の額を確定するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、第11条第1項又は第4項の規定による報告があった後に支払うものとする。

て、事業者等が行う同要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(6)5交付対象事業の二のロ及び四のロに掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費(工事請負費、委託料その他区長が適当と認める経費とし、事業者等が国若しくは地方公共団体又はこれらに準じる公的機関から類似する補助金の交付を受けていないもの又は受ける見込みがないものに限る。)とする。

2 (現行のとおり)

第6条から第11条まで (現行のとおり)

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 区長は、第8条の規定により補助金の交付の決定をした補助対象事業について前条の規定による報告があったときは、当該報告の審査及び必要に応じて現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、足立区バリアフリー環境整備促進事業(移動システム等整備費)補助金確定通知書(別記様式第9号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書を区長に提出しなければならない。

(補助対象事業に係る仕入税額控除の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助対象者は、第11条第1項の規定による報告をした後に消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除の額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額を超えるときは、速やかに、足立区バリアフリー環境整備促進事業（移動システム等整備費）事業仕入税額控除確定報告書（別記様式第9号）により、その旨を区長に報告しなければならない。

2 (略)

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 補助対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書兼口座振替依頼書（別記様式第10号）を区長に提出しなければならない。

(補助対象事業に係る仕入税額控除の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助対象者は、第11条第1項の規定による報告をした後に消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除の額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額を超えるときは、速やかに、足立区バリアフリー環境整備促進事業（移動システム等整備費）事業仕入税額控除確定報告書（別記様式第11号）により、その旨を区長に報告しなければならない。

2 (現行のとおり)

付 則 (2足都都発第3242号、令和3年3月31日、区長決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (4足都都発第2573号、令和4年10月20日、区長決定)

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。

足立区バリアフリー環境整備促進事業における移動システム等整備費補助金

○ 補助概要（従来）

足立区が策定するバリアフリー法に基づく基本構想(地区別計画)に定める地域において、事業者等が建築する建築物特定施設について、移動等円滑化を促進するため、移動システム等（動く通路、スロープ、エレベーター等）の整備に対し、助成を行う。

○ 補助スキーム

国 1 / 3	足立区 1 / 3	民間事業者 1 / 3
------------	--------------	----------------

国：社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）

○ 国の補助拡充後の区補助金の対象について

【従 来】

移動システム等の整備  
(スロープ・エレベーター等)

【拡充後】

移動システム等の整備  
(スロープ・エレベーター等)

既存建築物BF改修  
(バリアフリースイレ・  
車椅子用駐車場等)

【対象地域】  
(R4.10～)

地区別計画に基づく整備  
(従来どおり)

地区別計画に基づく整備  
(新規)

(R5以降)  
執行状況や課題等を踏まえ、  
拡充内容を精査

区内全域へ

**【補助の併用防止】**  
バリアフリー改修に係る他補助との併用防止（小規模事業者経営改善、住宅改良等）の要件化  
⇒ 補助対象経費について「国若しくは地方公共団体又はこれらに準じる公的機関から類似する補助金の交付を受けていないもの又は受ける見込みがないもの」を追記。

# 建設委員会報告資料

令和4年12月13日

件名	大谷田公園改修工事の延期について
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課
内容	<p>大谷田公園改修工事の延期について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 大谷田公園の概要</b></p> <p>(1) 所在地 足立区大谷田四丁目4番1号</p> <p>(2) 面積 16,247.44㎡</p> <p>(3) 案内図</p>  <p><b>2 入札結果について</b></p> <p>(1) 経緯 令和4年7月4日（月）、令和4年8月26日（金）に入札を行ったが、落札に至らなかった。</p> <p>(2) 入札不調の原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 公園利用者やイベントに配慮して、公園を半分ずつ利用できる施工計画としたことから、工事費に比較して工期が長くなり、技術者の拘束期間が長くなったため。</li> <li>イ 工期が長くなったことで材料単価高騰の影響を大きく受けることになったため。</li> <li>ウ 工種が多く専門工事の割合も多いことから、経費がかさむため。</li> </ul>



	<p><b>3 延期する理由</b>  公園利用者やイベントに配慮し、かつ、業者が応札しやすい工程計画・発注方法の再検討に期間を要するため、改修工事を延期する。</p> <p><b>4 今後の方針</b>  工事の実施は延期し、以下の検討を行う。  (1) 業者が入札に参加しやすくするため、工事の分割を検討する。  (2) 梅まつりの実施方法について、地域等と協議する。</p>
<p>問題点  今後の方針</p>	<p>1 工事の延期について、地域への周知を行う。  2 令和5年度に地域との調整、工事の分割について検討を行い、令和6年度以降の工事実施を目指す。</p>

# 建設委員会報告資料

令和4年12月13日

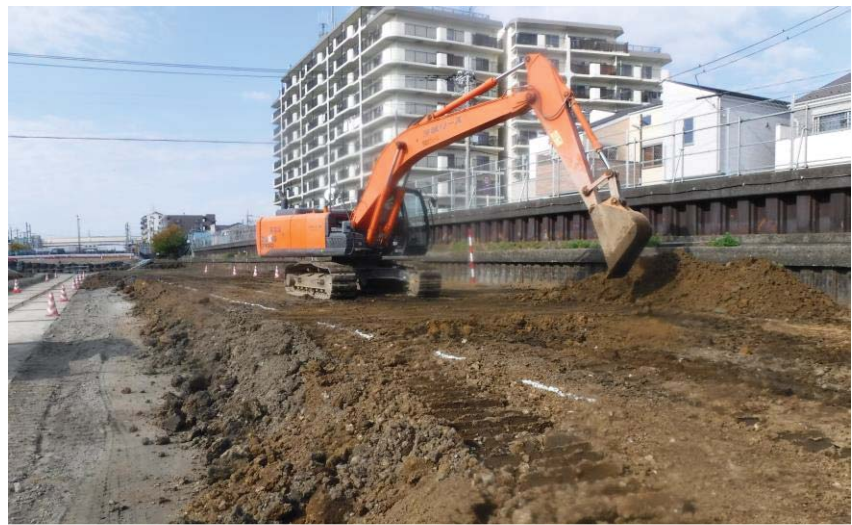
件名	花畑川環境整備事業の取組み状況について				
所管部課名	道路公園整備室道路整備課				
内容	<p>花畑川環境整備事業の取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 花畑川環境整備その1工事の進捗状況について</b></p> <p>(1) 工事の進捗状況 (別紙1 P11参照)                  現在、地盤改良工が完了し、盛土工を進めている。</p> <p>(2) 第3回変更後の対応 (別紙2 P12参照)                  花畑川を考える会を構成している地域へ、花畑川環境整備事業の進捗状況を、適宜周知をしていく。</p> <p><b>2 第2回花畑川を考える会の開催結果について</b></p> <p>(1) 開催月日 令和4年11月29日 (火)</p> <p>(2) 場 所 佐野地域学習センター (佐野二丁目43番5号)</p> <p>(3) 内 容</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 追加補正予算、契約変更の経緯</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 現在の工事の状況について</p> <p>(4) 主な意見</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 2期以降も確実に早く整備を進めてもらいたい。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 工事予算が増額した影響で、別発注となる散策路工事が安価なものにならないようにしてほしい。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 花畑川環境整備事業の今後のスケジュールを示してほしい。</p> <p>(5) 今後の予定</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; width: 60%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年春頃予定</td> <td>第3回花畑川を考える会の開催</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和5年春頃予定	第3回花畑川を考える会の開催
年 月	内 容				
令和5年春頃予定	第3回花畑川を考える会の開催				
問題点 今後の方針	その1工事以降の花畑川環境整備工事については、全体計画を精査の上、議会に報告しながら、進め方を決定していく。				

⑤盛土工 全体状況

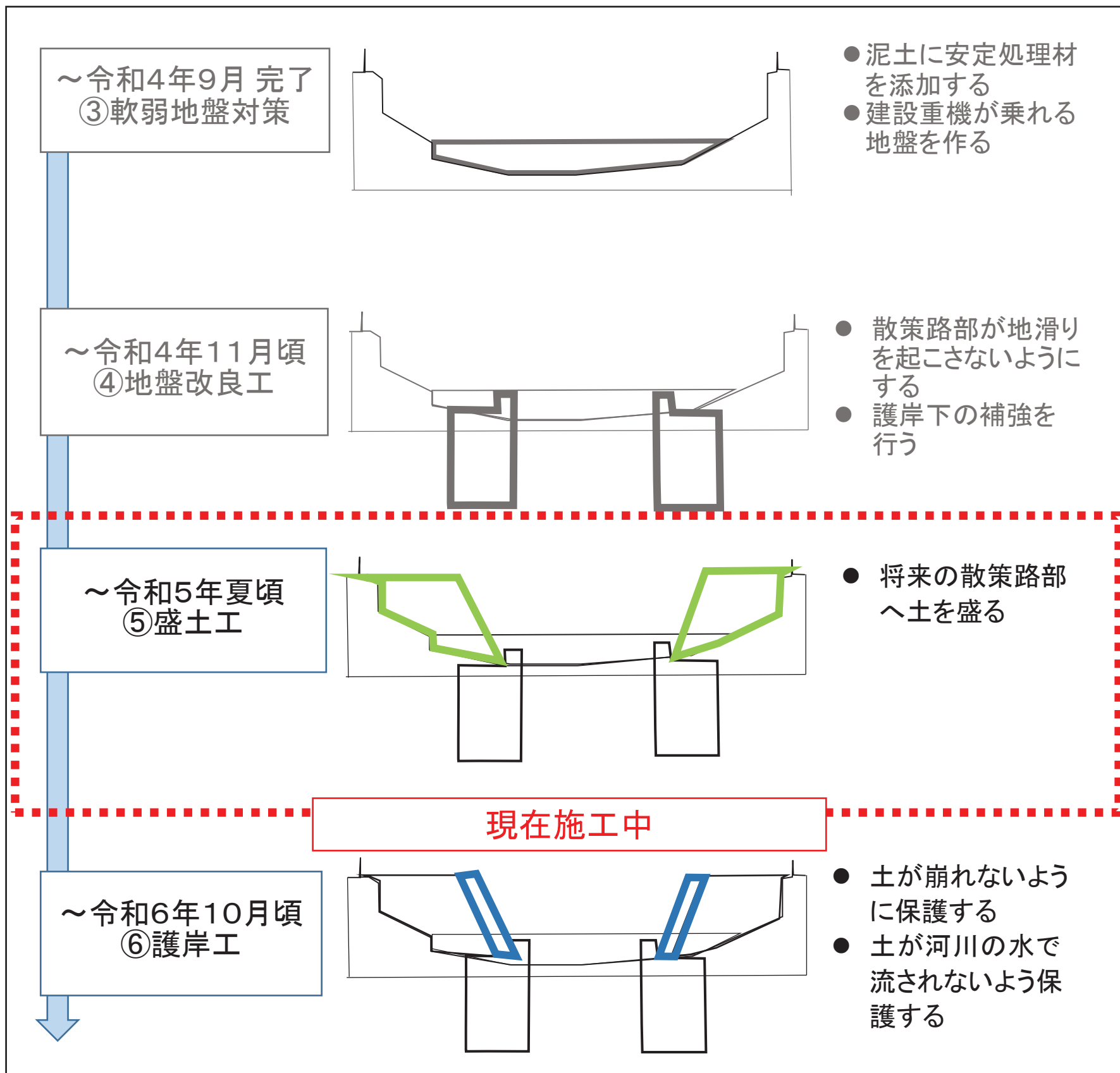


※富士見歩道橋(東側)から雪見橋(西側)にむけて撮影

⑤盛土工 施工状況



※富士見歩道橋(東側)から雪見橋(西側)にむけて撮影



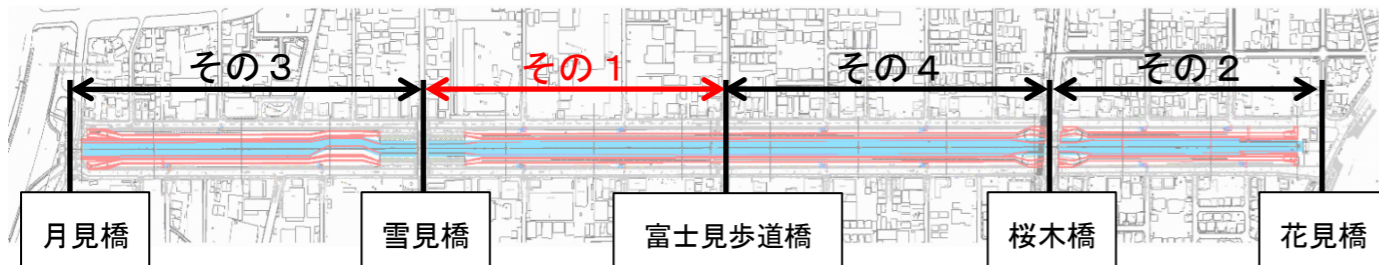
花畑川環境整備事業に関するご報告

第1号 (令和4年12月)

# 花畑川工事の進捗について

## 工事期間を約1年延長させていただきます

足立区では、区民の皆様の安全安心を守り、かつ「憩いの場」「地域交流の場」となるよう花畑川の環境整備工事を「その1」から「その4」に分けて進めています。



現在「その1」工事（右記参照）を実施していますが、川底に約1m積もった泥土への対応が必要となったため、当初の予定から**大幅な工事費用の増額と約1年間の工事期間の延長**を行いました。

これまでの工事期間	令和3年3月24日～令和5年11月20日
見直した工事期間	令和3年3月24日～ <b>令和6年10月31日</b>

工事内容の大幅変更に伴う工事期間の延長により、花畑川環境整備事業の早期完成を心待ちにしている区民の皆様に、ご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

## 全体の工事計画を見直しています

「その1」工事で大幅に工事費用が増加したため、当初想定していた全体事業費も、大幅に超過する見込みとなりました。このため、花畑川環境整備事業の全体計画の見直し・精査を行っています。

今後は年に2回ほど説明会、本掲示、回覧板などを用いて花畑川環境整備工事の最新情報について、区民の皆様へお伝えしてまいります。

ご不明点がございましたら、右上の連絡先までお問い合わせください。

連絡先

足立区 都市建設部 道路整備課 整備第二係

【電話】03-3880-5925 【FAX】03-3880-5620

【メール】kukaku@city.adachi.tokyo.jp



## 花畑川環境整備「その1」工事スケジュール



「盛土工事」は散策路を作るための土を入れる工事です。  
必要な土が入れ終わったら、盛土が安定するまで5か月程度の養生期間を確保します。

### 施工状況

散策路工事は今後発注予定  
(護岸工事が完了してから着手予定)

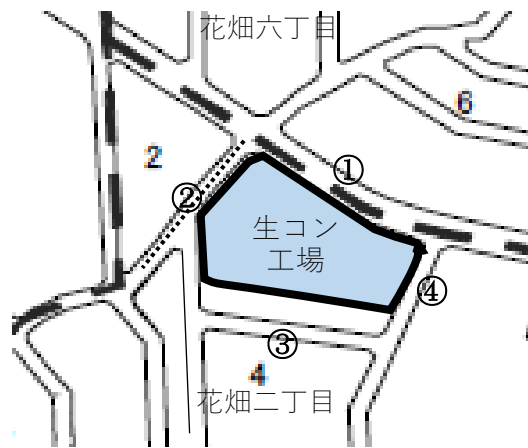


# 建設委員会報告資料

令和4年12月13日

件名	<b>花畑二丁目生コン工場への対応状況について</b>																								
所管部課名	建築室開発指導課 環境部生活環境保全課																								
内 容	<p>花畑二丁目生コン工場（以下「工場」という。）の対応状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 現地調査について</b></p> <p>令和4年11月24日（木）午前7時30分から午前9時まで、開発指導課及び生活環境保全課が現地調査を実施。次のとおり、交通安全や周辺への騒音等に配慮した操業が行われていることを確認した。</p> <p>(1) 交通安全に係る状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 午前8時前の砂、セメント等搬入車両の入場・出場 延べ4台 砂利の搬入車両の出入り なし</li> <li>・ 通学時間帯（午前7時30分～午前8時30分）における西側区道の生コン車の通行 延べ10台</li> <li>・ 交通誘導員の配置 北側2名 西側2名</li> </ul> <p>(2) 騒音に係る状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場稼働中、稼働後の騒音測定（L5※）を実施。</li> <li>・ 測定結果は稼働中、稼働後とも規制基準の50dBを超過。</li> <li>・ 稼働中の測定値は、工場音とともに周辺道路の自動車走行音を含む。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（規制基準は50dB）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 10%;">測定地点</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">場 所</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">騒音(L5)</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">工場稼働中</th> <th style="width: 35%;">工場稼働後</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">測定時間帯 7:30～8:30</th> <th style="text-align: center;">測定時間帯 18:30～19:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>北側道路</td> <td style="text-align: center;">72 dB</td> <td style="text-align: center;">71 dB</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>西側道路</td> <td style="text-align: center;">63 dB</td> <td style="text-align: center;">54 dB</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>南側道路</td> <td style="text-align: center;">53 dB</td> <td style="text-align: center;">51 dB</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td>東側道路</td> <td style="text-align: center;">61 dB</td> <td style="text-align: center;">60 dB</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ L5とは、突発的な音を除外して測定した騒音値を大きい順に並べたときに、上から5%にあたる騒音値のことをいう。</p>	測定地点	場 所	騒音(L5)		工場稼働中	工場稼働後	測定時間帯 7:30～8:30	測定時間帯 18:30～19:30	①	北側道路	72 dB	71 dB	②	西側道路	63 dB	54 dB	③	南側道路	53 dB	51 dB	④	東側道路	61 dB	60 dB
測定地点	場 所			騒音(L5)																					
				工場稼働中	工場稼働後																				
		測定時間帯 7:30～8:30	測定時間帯 18:30～19:30																						
①	北側道路	72 dB	71 dB																						
②	西側道路	63 dB	54 dB																						
③	南側道路	53 dB	51 dB																						
④	東側道路	61 dB	60 dB																						

[位置図・測定地点図]



【凡例】

- ..... 西側区道
- ①～④ 測定地点

**2 工場による騒音測定の確認について**

1 1月末（毎月末、工場が行っている騒音測定）の工場による騒音測定の結果は以下のとおりである。

(1) 日時

令和4年11月30日（水） 午前8時30分～午前8時50分

(2) 測定結果

令和4年11月24日に行った区の測定値と同等であった。

測定地点	場 所	測定値
①	北側道路	74 dB
②	西側道路	69 dB
③	南側道路	54 dB
④	東側道路	51 dB

※ 測定地点は、上記1位置図と同じ。

問 題 点  
今後の方針

引き続き関係所管と連携して、当該工場に対して必要な指導を継続する。

# 建設委員会報告資料

令和4年12月13日

件名	(仮称)新田三丁目アパート改築工事における土壌汚染の判明について															
所管部課名	建築室区営住宅更新担当課 施設営繕部西部地区建設課															
内容	<p>(仮称)新田三丁目アパート改築工事において土壌汚染が判明したことについて、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 経過</b></p> <p>当該建設地における土壌汚染調査及び対策については、「東京都環境確保条例第117条」に基づき、設計時において汚染され又は汚染されている恐れがない土地と認められたため、「土壌汚染対策法第4条」の土壌汚染状況調査を実施していない。</p> <p>今回、工事着手に伴い建設残土処分の受け入れ先から地質分析の依頼を受け、工事受注者側が地質分析を行った結果、一部物質において基準値を超えていることが判明した。</p> <p><b>2 地質分析結果について</b></p> <table border="1" data-bbox="461 1122 1382 1270"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>単位</th> <th>測定値</th> <th>基準値</th> <th>定量下限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉛</td> <td>mg/l</td> <td>0.015</td> <td>0.010</td> <td>0.001</td> </tr> <tr> <td>ヒ素</td> <td>mg/l</td> <td>0.025</td> <td>0.010</td> <td>0.001</td> </tr> </tbody> </table> <p>他の物質については、基準値未満であった。</p> <p><b>3 想定される原因</b></p> <p>鉛・ヒ素・フッ素・ホウ素等はもともと自然界に存在する物質であるため、自然由来によるものと考えられる。</p> <p>また、従前の団地で住民が管理運営していた花壇への化学肥料による汚染も考えられる。</p> <p><b>4 汚染土の処分費用について</b></p> <p>当該建設地内の建設残土全体が汚染土の扱いとなるため、敷地全体の土を入れ替えるためにかかる費用を土工事が完了する令和5年6月を目途に精査していく。</p>	物質	単位	測定値	基準値	定量下限値	鉛	mg/l	0.015	0.010	0.001	ヒ素	mg/l	0.025	0.010	0.001
物質	単位	測定値	基準値	定量下限値												
鉛	mg/l	0.015	0.010	0.001												
ヒ素	mg/l	0.025	0.010	0.001												
問題点 今後の方針	<p>1 産業廃棄物になるため適切な収集運搬及び処分費を改めて積算し、受注者側と協議を進め増額費用を確定していく。</p> <p>2 費用増額(概算)が判明次第、補正予算の計上時期などについて関係課と協議を進め、速やかに議会に報告する。</p>															